

熊本県海砂利採取適正管理要領

熊本県（以下「県」という。）において、砂利採取法による認可を受けた採取計画に基づき適正に海砂利採取が実施されるよう、熊本県海砂利採取計画認可要綱（以下「要綱」という。）に基づき、次のとおり、熊本県海砂利採取適正管理要領を制定する。

（目的）

第1条 この要領は、海砂利採取に関する事項を定めることにより、認可を受けた採取計画に基づき適正に海砂利採取が実施されることを目的とする。

（稼働時間を確認するための測定機器）

第2条 要綱第7（2）に規定する稼働時間を確認するための測定機器は、ポンプ方式採取船については採取ポンプ稼働記録装置（以下「装置」という。）ガット方式及びバックホウ方式採取船についてはアワメーターとする。

（装置等の管理）

第3条 県は、装置の鍵を管理するものとし、稼働時間記録紙（以下「記録紙」という。）の交換等、装置を開閉する必要がある場合は、立ち会うものとする。

2 認可を受けて海砂利採取を実施しようとする者（以下「採取業者」という。）は、装置及びアワメーターが故障した場合等は、直ちに採取を停止し速やかに県に報告し、指示に従うものとする。

（記録紙及び稼働時間記録表等の報告）

第4条 採取業者は、1か月ごとに、装置については記録紙をアワメーターについては稼働時間記録表（以下「記録表」という。別記様式第1号）等を採取実績報告書（別記様式第2号）に添付し、翌月の20日までに県に提出するものとする。

（採取実績の確認）

第5条 県は、採取業者から提出される採取実績報告書の内容について、記録紙及び記録表等により、稼働時間、稼働日数、時間当り採取能力を勘案し、確認するものとする。

（立入検査及び巡回）

第6条 県は、認可を受けた採取計画に基づき適正に海砂利採取が実施されるよう、必要に応じて立入検査及び巡回を行い、採取業者に対して指導するものとする。

附則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。